お客様の皆様へ

2026 年 9 月

株式会社トータル建築確認評価センター

確認済証等の押印廃止について

平素より弊社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令 111 号）が施行され、令和 7 年 4 月 1 日より確認済証等の様式において、押印欄が廃止されました。

これに伴い、令和 8 年１０月 1 日以降の受付分より、以下の様式について弊社の押印を廃止いたします。

- 建築基準法に基づく確認済証・中間検査合格証・検査済証等
- 建築物省エネ法に基づく省エネ適合判定通知書等
- 住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物に係る評価書等

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。